

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第10回 女性会員室について

男女共同参画推進本部事務局次長 中川 明子 (50 期)

1 みなさんは弁護士会館4階に女性会員室があるのをご存じでしょうか。45㎡ほどの部屋が2つに分かれており、入ってすぐの手前のスペースに丸テーブルやテレビ、ソファ等、奥のスペースにソファやマッサージチェア等が置かれており、女性会員の方が忙しい業務の合間に休憩したり、横になって体を休める等のためにご利用いただけます。

男女共同参画推進本部が発足した平成22年以降、女性会員の皆様から女性会員室について様々なご意見をいただき、それをもとに当本部が提案し、少しずつではありますが改善されてきています。

当初は、飲食禁止でしたが、数年前から飲食可となりました。また、より寛いでいただけるように、丸テーブルやソファの配置を変える等の変更を行っています。

2 昨年、弁護士会館4階会員室スペース全体の改修という話が持ち上がった際、当本部では、女性会員室が多くの女性会員によって有効活用されるよう、女性会員室を拡張したうえ、仮眠スペース、更衣室・授乳室等プライバシーが守られるスペース、執務スペースの各スペースを設け、必要な各種備品を備えることが必要であるという趣旨の意見書を提出しました。

これについて、今年3月の常議員会で議論された結果、ただちには実現しませんでした。今後、女性会員室含め什器備品設置の必要性をできるだけ検討していきたい、と当時の担当副会長が回答されました。

これを受けて、本年度中に次のような備品等をできる限り設置する方向で順次検討していきます(ただし、諸事情により変更される可能性や今年度中には実現困難な場合があります)。

＜奥のスペース＞

- 既存のソファ2台・マッサージチェア1台の周囲にパーテーションを配置し、プライバシーに配慮するとともに、授乳にも使えるようにする。
- 冷凍冷蔵庫の設置

＜手前のスペース＞

- 机・椅子各1台を設置
- パソコン・プリンター各1台を設置
- 空気清浄機の設置
- ロッカーの設置

＜その他＞

- カード式のセキュリティシステムを導入

3 女性会員室にパソコン・プリンターを設置してほしいという意見はかねてから多くありましたが、一方で静かに休みたいという声もあり、これまで実現しませんでした。このたびようやく実現することになりそうですが、他の利用者の方の迷惑にならないよう配慮をお願いしたいと思います。

また、現在も授乳室として利用していただけますので、乳幼児と一緒に弁護士会に来られる際には是非お立ち寄りください。

なお、弁護士会館14階には、看護師の常駐する医務室があります。主に職員の健康管理のための施設ですが、会館内で体調が悪くなった場合等には、会員の方も利用可能ですので、併せてご利用いただければと思います(利用時間：平日9時30分～17時)。

4 女性会員室についてご意見がありましたら、女性会員室内にノートを設置していますので、そちらにご記入をお願いします。

また、女性会員のメーリングリストもありますので、まだ登録されていない女性会員の方はご登録をお願いします(問合せ先：人権課 03-3581-2205)。

5 なお、当本部では、現在、弁護士会館等における会員向けの一時保育施設の設置を検討するためのアンケートを行っています。多くの方にご回答いただきますようお願い致します。詳細は、東京弁護士会HP会員サイトをご覧ください(https://www.toben.or.jp/members/form/hoiku_enquete.html)。